

## 1 求職者給付

### (1) 一般求職者給付

#### 【基本手当】

#### イ 受給資格及び被保険者期間

基本手当は、一般被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上（特定受給資格者又は特定理由離職者（151～152ページ参照）については、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上ある場合でも可。）あったときに給付を受けることが可能です。

#### 被保険者期間とは……

雇用保険に加入していた期間のうち、離職日から遡<sup>さかのぼ</sup>った1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。

#### ロ 受給期間

**受給期間は、原則として離職の日の翌日から起算して1年間**です。（その間に、後に述べる所定給付日数分を限度として基本手当が支給されます。）

ただし、以下の事情で今すぐ職業に就くことができない人は受給期間の延長が認められます。

なお、高年齢雇用継続給付や教育訓練給付の支給対象となる場合は、同時に適用対象期間延長の申請をしていただくこととなります。

(イ) 妊娠、出産、育児、**疾病、負傷、子の看護及び一定のボランティア等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合には、その日数を受給期間に加えることができます。ただし、受給期間に加えることのできる日数は最大3年間**です。

→ **受給期間延長の手続きは、離職後において、その状態が30日を経過した日の翌日から起算して1か月以内**に、受給期間延長申請書に離職票を添え、本人の住居所を管轄する安定所に申請することになります。

また、本人が安定所に出頭できないときは、代理人又は郵送でも手続きができます。代理人の方が手続きする場合には、委任状が必要ですのでご注意ください。

(ロ) 定年退職者等で、一定期間求職の申込みをしないことを希望する場合には、その日数を受給期間に加えることができます。ただし、受給期間に加えることのできる日数は**最大1年間**です。

→ 受給期間延長の手続きは、**離職日の翌日から起算して2か月以内**に、受給期間延長申請書に離職票を添え、本人の住居所を管轄する安定所へ、本人自身が申し出てください。